

江戸川区子どもの権利条例の制定について

1 制定の背景

本区は、誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けた様々な取組を進めています。

区ではこれまでも子どもの健やかな成長を支えるための施策を推進してきましたが、全ての子どもが安全に安心して暮らすまちを実現するためには、子ども自身が子どもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを理解し、そのことを地域の共通理解とすることが大切です。

また、区の行政機関だけでなく、家庭や学校をはじめとした地域社会全体で子どもの育ちを支えていくことが重要です。

このような考えや取組を推進し、子どもの権利擁護に対する気運をさらに高め、子どもの最善の利益が図られるまちを目指し、令和3年6月に江戸川区子どもの権利条例を制定しました。

2 条例の概要

- (1) 江戸川区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、子どもの権利に対する区の基本的な考えを示す理念条例です。権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、漢字には全てふりがなをふるなど、子どもにもわかりやすい表記としています。
- (2) 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- (3) 子どもが健やかに成長していくために、「生存・発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」の4つの権利について、区全体で特に大切にしていきます。
- (4) 児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定しています。
- (5) 区全体で子どもの権利侵害を早期に発見し、その回復のための支援に努め、区は子どもの相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。
- (6) 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

3 条例制定プロセスにおける子どもからの意見聴取

子どもの権利条例の制定にあたり、権利の主体である子ども自身に条例制定に関わってもらうために、以下の取組を実施しました。

- (1) 区立小学校及び区立中学校生徒会への条例素案に対する意見聴取
- (2) 小学生、中高校生を対象としたワークショップの開催
- (3) 特別支援学級に通っている子ども、日本語学級に通っている子ども、L G B Tの子ども、不登校の子どもなど、自ら声をあげることが難しい子どもへの個別ヒアリングの実施
- (4) 子どもの権利条例の素案に対するパブリックコメントの実施

4 子どもの権利条例の周知啓発について

区ホームページに子どもの権利条例のページを作成するほか、権利の主体である子どもに理解してもらえるよう、小・中学校の授業で使用する副読本への掲載や、GIGA スクール構想で児童・生徒に配布されるタブレットの活用など、効果的に周知啓発について検討していきます。

5 子どもの権利擁護委員の設置について

子どもの権利条例及び子どもの権利擁護委員設置条例の規定に基づき、区長、教育委員会の附属機関である子どもの権利擁護委員の設置に向けた準備を進めています。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害に関する相談に応じ、助言や支援を行い、必要に応じて関係機関への調査や意見表明を行います。

また、いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会の附属機関として、教育委員会からの諮問を受け、重大事態に係る事実関係調査を行います。

子どもの権利擁護委員の設置については、準備ができ次第周知していきます。